

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.2

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 TMI総合法律事務所
弁護士 齊藤 拓史

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階

【報告義務発生日】 平成25年11月07日

【提出日】 平成25年11月08日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 4名

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 保有株券等に関する重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	チムニー株式会社
証券コード	3178
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	カーライル・ジャパン・パートナーズ・ツー・エル・ピー (Carlyle Japan Partners II, L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、 エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービス (ケイマン) リミテッド (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年01月24日
代表者氏名	シージェイピー・ツー・ジェネラル・パートナー・エル・ピー (CJP II General Partner, L.P.) カーライル・ジャパン・ツー・リミテッド (Carlyle Japan II Ltd.)
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史
電話番号	03-6438-5511

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)		4,409,700		
新株予約権証券(株)	A		-	H
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	4,409,700	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			4,409,700
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年11月07日現在)	V			19,340,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)				22.80
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)				22.80

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
-----	--------	----	----	----------	----------	----

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成25年11月7日付で、株式会社やまや（以下「公開買付者」といいます。）との間で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、提出者が保有する発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の全て（4,409,700株）を、公開買付者が平成25年11月8日付で開始する発行者株式を対象とする公開買付け（公開買付期間：平成25年11月8日から平成25年12月5日まで。以下「本公開買付け」といいます。）に応募する旨を合意しております。

本応募契約においては、（ア）公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、（イ）公開買付者の表明及び保証について、重要な点において誤りが存在しないこと（注1）及び（ウ）本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと（注2）が、提出者による本公開買付けへの応募の前提条件とされております。

但し、かかる応募の前提条件が充足されない場合であっても、提出者が自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されておられません。

なお、提出者は公開買付期間末日までに、公開買付者の表明及び保証について重要な点において誤りが存在することが判明した場合、本応募契約に基づき公開買付者が公開買付期間末日までに履行し又は遵守すべき義務の重大な違反があった場合、又は公開買付者について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他適用ある同種の法的倒産手続が開始された場合には、提出者は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるほか、第三者により発行者株式を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始され、かつ対抗公開買付けにおける発行者株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合において、公開買付者との間で対抗公開買付けへの対応に関して協議が調わない場合には、提出者は本公開買付けに応募せず、又は応募の結果成立した本公開買付けに係る契約を解除し、対抗公開買付けに応募することができるものとされております。

（注1）本応募契約において、公開買付者は（ア）公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、（イ）公開買付者の本応募契約の締結及び履行のために必要な権限及び権能の存在、並びに本応募契約の締結及び履行のために必要な内部手続きの履践、（ウ）公開買付者に対する強制執行可能性、（エ）公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、（オ）本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、（カ）本公開買付けの結果取得することになる発行者株式についての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っております。

（注2）本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、本公開買付けを実施する義務、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止のほか、発行者株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項に基づく株式取得に関する計画届出書を公正取引委員会に対して提出し、その他同法に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務があります。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成24年10月1日、株式分割により4,409,700株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
---------	----	-------	-----	------	--------

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
---------	-------	-----

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	カーライル・ジャパン・インターナショナル・パートナーズ・ツー・エル・ピー (Carlyle Japan International Partners II, L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年01月30日
代表者氏名	シージェイピー・ツー・インターナショナル・ジーピー・エル・ピー (CJP II International GP, L.P.) カーライル・ジャパン・ツー・リミテッド (Carlyle Japan II Ltd.)
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史
電話番号	03-6438-5511

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	4,566,500		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 4,566,500	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,566,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成25年11月07日現在）	V	19,340,800
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		23.61
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		23.61

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
-----	--------	----	----	----------	----------	----

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成25年11月7日付で、公開買付者との間で本応募契約を締結し、発行者株式の全て（4,566,500株）を、公開買付者が平成25年11月8日付で開始する本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約においては、（ア）公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、（イ）公開買付者の表明及び保証について、重要な点において誤りが存在しないこと（注1）及び（ウ）本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと（注2）が、提出者による本公開買付けへの応募の前提条件とされております。

但し、かかる応募の前提条件が充足されない場合であっても、提出者が自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されておられません。

なお、提出者は公開買付期間末日までに、公開買付者の表明及び保証について重要な点において誤りが存在することが判明した場合、本応募契約に基づき公開買付者が公開買付期間末日までに履行し又は遵守すべき義務の重大な違反があった場合、又は公開買付者について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他適用ある同種の法的倒産手続が開始された場合には、提出者は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるほか、対抗公開買付けが開始され、かつ対抗公開買付けにおける発行者株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合において、公開買付者との間で対抗公開買付けへの対応に関して協議が調わない場合には、提出者は本公開買付けに応募せず、又は応募の結果成立した本公開買付けに係る契約を解除し、対抗公開買付けに応募できるとされております。

（注1）本応募契約において、公開買付者は（ア）公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、（イ）公開買付者の本応募契約の締結及び履行のために必要な権限及び権能の存在、並びに本応募契約の締結及び履行のために必要な内部手続きの履践、（ウ）公開買付者に対する強制執行可能性、（エ）公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、（オ）本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、（カ）本公開買付けの結果取得することになる発行者株式についての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っております。

（注2）本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、本公開買付けを実施する義務、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止のほか、発行者株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項に基づく株式取得に関する計画届出書を公正取引委員会に対して提出し、その他同法に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務があります。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成24年10月1日、株式分割により4,566,500株取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
---------	----	-------	-----	------	--------

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
---------	-------	-----

3 【提出者（大量保有者） / 3】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
---------	----------

氏名又は名称	シージェイビー・コインベストメント・ツー・ピー・エル・ピー (CJP Co-Investment II B, L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、 エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービシズ (ケイマン) リミテッド (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年09月12日
代表者氏名	シージェイビー・コインベストメント・ツー・ジーピー・ピー・エル・ピー (CJP Co-Investment II GP B, L.P.) カーライル・ジャパン・ツー・リミテッド (Carlyle Japan II Ltd.)
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史
電話番号	03-6438-5511

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	283,900		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N

合計(株・口)	0	283,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T			283,900
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年11月07日現在)	V			19,340,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)				1.47
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)				1.47

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
-----	--------	----	----	----------	----------	----

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成25年11月7日付で、公開買付者との間で本応募契約を締結し、発行者株式の全て(283,900株)を、公開買付者が平成25年11月8日付で開始する本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約においては、(ア)公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、(イ)公開買付者の表明及び保証について、重要な点において誤りが存在しないこと(注1)及び(ウ)本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと(注2)が、提出者による本公開買付けへの応募の前提条件とされております。

但し、かかる応募の前提条件が充足されない場合であっても、提出者が自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されておられません。

なお、提出者は公開買付期間末日までに、公開買付者の表明及び保証について重要な点において誤りが存在することが判明した場合、本応募契約に基づき公開買付者が公開買付期間末日までに履行し又は遵守すべき義務の重大な違反があった場合、又は公開買付者について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他適用ある同種の法的倒産手続が開始された場合には、提出者は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるほか、対抗公開買付けが開始され、かつ対抗公開買付けにおける発行者株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合において、公開買付者との間で対抗公開買付けへの対応に関して協議が調わない場合には、提出者は本公開買付けに応募せず、又は応募の結果成立した本公開買付けに係る契約を解除し、対抗公開買付けに応募できるとされております。

(注1)本応募契約において、公開買付者は(ア)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(イ)公開買付者の本応募契約の締結及び履行のために必要な権限及び権能の存在、並びに本応募契約の締結及び履行のために必要な内部手続きの履践、(ウ)公開買付者に対する強制執行可能性、(エ)公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(オ)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(カ)本公開買付けの結果取得することになる発行者株式についての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っております。

(注2)本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、本公開買付けを実施する義務、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止のほか、発行者株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。)第10条第2項に基づく株式取得に関する計画届出書を公正取引委員会に対して提出し、その他同法に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務があります。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成24年10月1日、株式分割により283,900株取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
---------	----	-------	-----	----------	------------

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
---------	-------	-----

4 【提出者（大量保有者） / 4】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	シージェイビー・コインベストメント・ツー・エー・エル・ピー (CJP Co-Investment II A, L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、 エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービシズ (ケイマン) リミテッド (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年09月12日
代表者氏名	シージェイビー・コインベストメント・ツー・ジーピー・エー・エル・ピー (CJP Co-Investment II GP A, L.P.) カーライル・ジャパン・ツー・リミテッド (Carlyle Japan II Ltd.)
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史
電話番号	03-6438-5511

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	105,100		

新株予約権証券(株)	A		-	H
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	105,100	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			105,100
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年11月07日現在)	V	19,340,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.54
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.54

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
-----	--------	----	----	----------	----------	----

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成25年11月7日付で、公開買付者との間で本応募契約を締結し、発行者株式の全て(105,100株)を、公開買付者が平成25年11月8日付で開始する本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約においては、(ア)公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、(イ)公開買付者の表明及び保証について、重要な点において誤りが存在しないこと(注1)及び(ウ)本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと(注2)が、提出者による本公開買付けへの応募の前提条件とされております。

但し、かかる応募の前提条件が充足されない場合であっても、提出者が自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されておられません。

なお、提出者は公開買付期間末日までに、公開買付者の表明及び保証について重要な点において誤りが存在することが判明した場合、本応募契約に基づき公開買付者が公開買付期間末日までに履行し又は遵守すべき義務の重大な違反があった場合、又は公開買付者について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他適用ある同種の法的倒産手続が開始された場合には、提出者は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるほか、対抗公開買付けが開始され、かつ対抗公開買付けにおける発行者株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合において、公開買付者との間で対抗公開買付けへの対応に関して協議が調わない場合には、提出者は本公開買付けに応募せず、又は応募の結果成立した本公開買付けに係る契約を解除し、対抗公開買付けに応募することができるとされております。

(注1)本応募契約において、公開買付者は(ア)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(イ)公開買付者の本応募契約の締結及び履行のために必要な権限及び権能の存在、並びに本応募契約の締結及び履行のために必要な内部手続きの履践、(ウ)公開買付者に対する強制執行可能性、(エ)公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(オ)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(カ)本公開買付けの結果取得することになる発行者株式についての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っております。

(注2)本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、本公開買付けを実施する義務、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止のほか、発行者株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。)第10条第2項に基づく株式取得に関する計画届出書を公正取引委員会に対して提出し、その他同法に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務があります。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成24年10月1日、株式分割により105,100株取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
---------	----	-------	-----	------	--------

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
---------	-------	-----

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) カーライル・ジャパン・パートナーズ・ツー・エル・ピー (Carlyle Japan Partners II, L.P.)
- (2) カーライル・ジャパン・インターナショナル・パートナーズ・ツー・エル・ピー (Carlyle Japan International Partners II, L.P.)
- (3) シージェイピー・コインベストメント・ツー・ビー・エル・ピー (CJP Co-Investment II B, L.P.)
- (4) シージェイピー・コインベストメント・ツー・エー・エル・ピー (CJP Co-Investment II A, L.P.)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	9,365,200		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 9,365,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		9,365,200

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
---	---

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年11月07日現在)	V	19,340,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		48.42
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		48.42

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
カーライル・ジャパン・パートナーズ・ツー・エル・ピー (Carlyle Japan Partners II, L.P.)	4,409,700	22.80
カーライル・ジャパン・インターナショナル・パートナーズ・ツー・エル・ピー (Carlyle Japan International Partners II, L.P.)	4,566,500	23.61
シージェイピー・コインベストメント・ツー・ビー・エル・ピー (CJP Co-Investment II B, L.P.)	283,900	1.47
シージェイピー・コインベストメント・ツー・エー・エル・ピー (CJP Co-Investment II A, L.P.)	105,100	0.54
合計	9,365,200	48.42